

福島市公告第57号

消防車両が令和8年福島市林野火災防ぎょ訓練においてサイレンを吹鳴して走行するので、消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項により次のとおり公告する。

令和8年2月26日

福島市長 馬場 雄基

記

- 1 日 時 令和8年3月7日（土）  
午前9時30分～午前10時30分
- 2 場 所 福島市山田字細谷1番地（NCVふくしまパークゴルフ場）及びその周辺
- 3 吹鳴等を行うサイレン  
訓練参加の消防車両のサイレン